

児童発達支援センター機能強化事業について（令和 7 年度第 1 回）

1 児童発達支援センター機能強化事業の目的

児童発達支援センター等の中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域における障害児支援の質の向上を推進し、障害児やその家族への支援体制の強化を図る。

（目的 1）地域の療育支援の質の平準化を目指すこと

（目的 2）地域の療育機関の連携強化を図ること

2 実施主体

（南区）済生会なでしこ園 令和元年度（2019 年度）～

（東区）熊本県ひばり園 令和 2 年度（2020 年度）～

（北区）三気の家 令和 5 年度（2023 年度）～

※業務委託にて事業実施し、各センターに機能強化員を 1 名配置

※今後、市内全域に本事業の取組広がるよう検討中

3 事業内容

（1）児童発達支援センターの質の向上と人材養成

①専門的かつ適切な支援等を実施できるよう児童発達支援センターの体制整備を図る

②困難事例に対応できる人材の養成

③保育所や障害児通所支援事業所等に対して助言・指導等を実施するための人材の養成

（R6 年度）児童発達支援センター連絡会（5 センター年 3 回、3 センター年 3 回）、
内部・外部研修 等

（2）地域における障害児支援の質の向上

①地域の障害児通所支援事業所等に対するスーパーバイズ・コンサルテーションの実施

（R6 年度）巡回訪問、相談等来所対応、事例検討会、
こども部会区部会開催（南区、東区、北区、それぞれ年 3 回）
西区、中央区のネットワーク構築サポート（年 1 回）

②地域のインクルージョンの推進

（R6 年度）保育所等訪問支援、保育機関とのネットワーク構築、幼保連絡会、
幼稚園、保育園、こども園、学校等の職員からの相談対応 等

③障害が疑われるこども等、ハイリスクなこどもと家族のサポート

（R6 年度）困難事例の相談対応、児童養護施設、乳児院の職員からの相談対応、
里親支援への協力 等

④地域の事業所等への研修等の実施

（R6 年度）研修の開催（各区の障害児通所支援事業所向け研修会、保護者勉強会 等）
こども施策との連携（行政との会議等への参加）

（3）選択事業

（R6 年度）民生児童委員協議会との連携、自治会勉強会への協力、講師等の活動 等